

金融商品取引法監査における監査役等とのコミュニケーション（監査の最終段階） に係る周知文書

2022年5月25日

改正 2022年10月13日

日本公認会計士協会

監査・保証基準委員会

（周知文書：第2号）

2022年3月期決算に係る監査に関与する会員各位におかれましては、被監査会社の監査役等への会社法監査結果の報告等のコミュニケーションを進められていることと存じます。

会社法監査と共に同一の被監査会社に対して金融商品取引法監査を実施している場合、監査対象や監査報告日が異なるため、金融商品取引法監査に関する監査上の重要な発見事項（監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第14項）についても監査役等とのコミュニケーションが必要となります。

金融商品取引法監査における監査の最終段階¹で監査役等へのコミュニケーションを実施する事項としては、例えば、金融商品取引法監査において監査人が要請した経営者確認書の草案（監基報260第14項(4)）や内部統制監査の結果（開示すべき重要な不備の内容及びその是正結果を含む。財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準Ⅲ3.（5）、監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第8項）等が考えられます。また、監査上の主要な検討事項が記載された監査報告書の草案（監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」第16項及びA61項）についてコミュニケーションを行うことも監査役等との協議を促進する上で有用とされている点にもご留意ください。

なお、監査人が要請した経営者確認書の草案については、監査人が重要性の判断を行うことなく、草案全体についてコミュニケーションを行うことが求められます。コミュニケーションの手段や方法は、職業的専門家としての判断によるため（監基報260第18項及びA45項）、対面又は非対面によるコミュニケーションの手段が考えられますが、各監査人は、金融商品取引法監査におけるコミュニケーションの手段や方法²を適切に判断した上で、実施したコミュニケーションに関する監査調書の作成・保存を行う必要があります（監基報260第22項）。

被監査会社を取り巻く事業環境の変化が激しい中、監査上の主要な検討事項やその他の記載内容に関する検討等の新しい実務も導入されており、金融商品取引法監査における監査役等との適時かつ適切なコミュニケーションの実施が重要である点にご留意ください。

¹ 金融商品取引法の監査報告書の提出日前が考えられます。

² コミュニケーションの方法としては、例えば、監査基準報告書580「経営者確認書」に定める経営者確認書において必ず確認を行う事項で記載例どおりのものについてはその旨を伝え、追加的な確認事項や記載例に変更を加えた確認事項の草案について個別に伝達する方法等も考えられます。

本周知文書は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成するものではなく、会員が遵守すべき基準等にも該当しません。また、2022年5月25日時点の最新情報に基づいています。

以 上

- 本周知文書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）

【本件についての問合せ先】

担当部署：日本公認会計士協会 業務本部 監査グループ

E-mail : kansa@sec.jicpa.or.jp